

一宮市老人クラブ連合会事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会作りに資することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、次条の各号の事業を実施するために要する費用のうち次に掲げるものとする。

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託費
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 備品購入費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、72円に当該年度の4月1日現在の会員数を乗じて得た金額に、次の(1)から(5)までに掲げる事業を5種類実施する場合にあっては394,000円を、3種類又は4種類実施する場合にあっては384,000円をそれぞれ加えた額とする。

- (1) 活動促進事業 老人クラブ及び愛知県老人クラブ連合会と連携した調査研究、啓発広報活動等老人クラブの活動促進に資する各種事業
- (2) 健康づくり・介護予防支援事業 高齢者向けスポーツや体操の普及のための企画や活動及び体力づくり、低栄養予防につながる講習会等の健康づくり・介護予防に資する各種事業
- (3) 地域支え合い事業 子どもを見守る活動や次世代育成支援、高齢者の孤立防止、防災など地域の支え合いに資する各種事業
- (4) 若手高齢者組織化・活動支援事業 若手高齢者による組織の設置(委員会・部会等)や若手高齢者のサークル、グループ活動などの促進に資する各種事業
- (5) 活動支援体制強化事業 前(1)から(4)までに掲げる事業を円滑に実施するための企画立案等を行う推進員の設置、その他生きがいと健康づくりに資する各種事業

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとするときは、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 老人クラブ事業計画書(予算を含む)
- (2) 老人クラブ活動計画書

(補助金交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、前条の交付決定を受けた者からの請求に基づき、補助事業の完了後に交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、前金払により交付することができる。

(完了報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後速やかに補助事業完了報告書を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が規則第17条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることができる。

3 規則第17条第1項ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成5年5月6日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月17日から施行し、改正後の一宮市老人クラブ連合会事業補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年11月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年1月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。